都道府県	市区町村名	Ⅰ 準要保護の認定について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について															Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ 自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定													3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1） 平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数	（3） ②把握していない理由	
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．3倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため （→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
62	62	54	8	8	46	46	46	3	4	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	5
東京都	千代田区	○			○	平成30	4																		
東京都	中央区	○			○	平成30	4																		
東京都	港区	○			○	平成25	4																		
東京都	新宿区	○			○	平成24	4																		
東京都	文京区	○			○	平成29	4																		
東京都	台東区	○			○	平成24	4																		
東京都	墨田区	○			○	平成24	4																		
東京都	江東区	○			○	平成24	4																		
東京都	品川区	○			○	平成24	4																		
東京都	目黒区	○			○	平成24	4																		
東京都	大田区	○			○	平成24	4																		
東京都	世田谷区	○			○	平成30	9																		
東京都	渋谷区	○			○	平成24	4																		
東京都	中野区	○		○				○			○														
東京都	杉並区	○			○	平成29	4																		
東京都	豊島区	○			○	平成24	4																		
東京都	北区		○																						
東京都	荒川区		○																						荒川区では平成25年にあった生活保護の改正の時から、第68次生活保護基準と同額を要綱に載せることで、直接生保基準額の変更が及ばないようにしています。なお、就学援助の基準額は要綱で定めている金額の1.2倍です。
東京都	板橋区	○			○	平成24	4																		
東京都	練馬区	○			○	平成30	4																		練馬区では、前年度4月時点の生活保護基準を用いて準要保護認定基準を算出しているため、令和2年度以降の認定基準に生活保護基準見直しによる影響が生じる。
東京都	足立区	○			○	平成24	4																		
東京都	･飾区	○			○	平成29	4																		
東京都	江戸川区	○			○	平成25	8																		
東京都	八王子市	○			○	平成30	4																		
東京都	立川市	○			○	平成24	4																		
東京都	武蔵野市	○			○	平成29	12																		
東京都	三鷹市	○			○	平成29	4																		
東京都	青梅市	○			○	平成24	4																		
東京都	府中市	○			○	平成25	8																		
東京都	昭島市	○			○	平成26	4																		
東京都	調布市	○			○	平成25	4																		
東京都	町田市	○			○	平成25	4																		
東京都	小金井市	○			○	平成24	4																		
東京都	小平市	○			○	平成24	4																		
東京都	日野市	○			○	平成24	4																		平成24年4月の第68次の基準を使用していますが、いつまで68次の基準を使用できるか、あるいは変更するべきか、検討を考えています。
東京都	東村山市	○		○				○						○											
東京都	国分寺市	○			○	平成24	4																		
東京都	国立市	○			○	平成30	4																		
東京都	福生市	○			○	平成30	4																		平成31年度については、平成30年9月以前の生活保護基準に基づく従前の認定基準を用いているが、令和2年以降の対応については現在未定である。
東京都	狛江市	○			○	平成24	4																		
東京都	東大和市	○			○	平成30	3																		
東京都	清瀬市	○			○	平成24	4																		
東京都	東久留米市	○			○	平成25	4																		
東京都	武蔵村山市	○			○	平成30	4																		
東京都	多摩市	○			○	平成24	4																		
東京都	稲城市	○			○	平成29	4																		
東京都	羽村市	○			○	平成24	4																		
東京都	あきる野市		○																						
東京都	西東京市	○			○	平成30	4																		
東京都	瑞穂町	○			○	平成30	4																		平成30年10月の生活保護基準見直しを受けて、申請の前年度4月1日の生活保護基準を用いて判定するよう、平成30年度に要綱を変更しました。
東京都	日の出町	○			○	平成25	4																		
東京都	檜原村		○																						
東京都	奥多摩町	○		○					○																
東京都	大島町	○		○				○					○												
東京都	利島村	○		○					○																
東京都	新島村	○		○					○																
東京都	神津島村		○																						
東京都	三宅村		○																						
東京都	御蔵島村		○																						
東京都	八丈町	○		○						○								○	【③その他】 準要保護者は要保護者に準じて認定するものであり、生活保護基準の引き下げに伴って準要保護の認定基準が引き下がることはやむを得ないと考えているため。		○		旧基準による再計算を行なっていないため。	
東京都	青ヶ島村		○																						
東京都	小笠原村	○		○					○																